

特記仕様書

1. 業務名 : 浦添ふ頭地区交流・賑わい空間施設配置計画検討業務委託
2. 場 所 : 那覇港浦添ふ頭地区
3. 業務期間 : 契約の翌日から令和3年12月24日まで
4. 業務概要 :

(1) 企業ヒアリング

- ①ヒアリング 30社程度（県内外大手ディベロッパー、ラグジュアリーホテル事業者等）
内容 : 浦添ふ頭地区の民港の形状案について

(2) 市民アンケート及びワークショップ

目的 : 交流・賑わい空間の詳細な施設配置計画等を検討するにあたって、市民の意見を参考としたい。（例 ビーチ等について、砂浜とするのか、親水性の高い護岸にするのか等の意見を求め、検討の参考にする）

- ① 市民アンケート（無作為抽出、2,000人程度）
内容 : 浦添市民を世代別に無作為に抽出し、アンケートを送付する。（各世代の意見を聞く）
- ② 市民ワークショップ（施設配置の参考として直接意見を徴収する、3回程度）
内容 : 市民アンケートにおいて、WEBによる市民ワークショップ参加を呼びかけ、参加意向をいただいた市民を対象にしたワークショップの運営支援として、資料作成及び資料説明等を行う。ワークショップは3回を予定。

(3) 施設配置計画案作成

①施設配置案の作成

令和3年3月31日那覇港管理組合ホームページにて公表された浦添ふ頭地区における民港の形状案を基に、企業ヒアリング及び市民ワークショップ等の意見を参考にしながら、港湾計画改訂に対応した面積根拠を伴う施設配置計画を作成する。

第1章 総則

1-1 (目的)

浦添市は、那覇港港湾計画の改訂に当たり、「浦添ふ頭地区における民港の形状案」の「交流・賑わい空間」を主体に検討することになっている。

当該空間については、今後、返還が予定されている牧港補給地区跡地との一体的利用により「世界水準の観光リゾート地の形成」、「富裕層の獲得」の実現を図る施設配置計画等の検討を行わなければならない。

本業務は、那覇港港湾計画の改訂に向け「交流・賑わい空間」について、施設配置計画案を検討することを目的としている。

1-2 業務は、本仕様書に基づき遂行しなければならない。

1-3 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記しないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1-4 受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-5 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1-6 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1-7 受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約書に定めるもののほか、

以下の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 業務計画書及び工程表 (ハ) 完了届

(ニ) 納品書 (ホ) 引渡書 (ヘ) 業務委託料請求書 (ト) その他

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど発注者の承認を受けるものとする。

1-8 統括責任者および担当者

(1) 受託者は、総括責任者および担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する者を配置しなければならない。

(2) 統括責任者は、業務の全般にわたり進捗の監理をおこなわなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗をはかるために、十分な数の担当者を配置しなければならない。

1-9 受託者は、業務委託実施のため必要な関係官公庁やその他に対する諸手続については、発注者と打ち合わせの上、受託者において迅速に処理しなければならない。また、関係官公庁、その他に対して交渉を要するときまたは、交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

1-10 本業務の実施中に、関係機関と協議した事項については、ただちに協議書を作成し、発注者監督

員に内容の確認を受けるものとする。

- 1-11 受託者は、本業務の方針・条件等について、不明確な点や改善の必要が認められる場合は、その都度、協議しなければならない。
- 1-12 成果品の審査
- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
 - (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
 - (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。
- 1-13 成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- 1-14 本業務において必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請により、取得するものとする。
- 1-15 受託者は、業務遂行中に生じた事故等に対して一切の責任を負い、内容、状況を報告し発注者の指示に従うものとする。
- 1-16 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、発注者、受託者協議のうえこれを定める。
- 1-17 本委託業務の作業場は、発注者及び請負者の事務所及び会議室等、甲の指定する場所において遂行するものとする。

第2章 成果品

2-1 成果品

- ① 報告書及び概要版 各 30 部（くるみ製本）
- ② 報告書電子データ：2 枚（CD-ROM 又は DVD 等）

- 2-2 成果品として提出する報告書は、あらかじめ入念に点検、照査して間違いや漏脱がないようにしなければならない。